

日本学生支援機構奨学金の 継続手続きについて【重要】

2017年度の日本学生支援機構の奨学生のみなさんは、2018年度にも継続して奨学金の貸与を受けることを希望するかどうかに関わらず、以下の手続きを完了していただく必要があります。特に継続して貸与を受けようとする方は、手続きを完了しないと奨学生の資格が『廃止』となる可能性がありますので注意してください。

対象者

日本学生支援機構第一種・第二種 奨学生

※2018年3月満期貸与終了者（最終学年に相当）は除く。

学部から大学院に進学等に伴う継続はできません。

手続の流れ

1. 奨学金継続手続きに関する説明会に参加する

(1) 日時・教室

- | | | | |
|---|----------------|-------------|--------|
| ① | 2017年12月20日(水) | 10:50~11:50 | 5534号室 |
| ② | 2017年12月20日(水) | 16:30~17:30 | 5534号室 |
| ③ | 2017年12月21日(木) | 10:50~11:50 | 5534号室 |
| ④ | 2017年12月21日(木) | 16:30~17:30 | 5533号室 |

※4回実施するうちの1回に参加してください。

(2) 持ち物

学生証・筆記用具

2. 貸与額通知書を受領する

配付日時；2017年12月22日(金)～1月12日(金) ※日曜日は除く

平日10:00～17:30 土曜日10:00～11:30

(2017年12月26日(火)～2018年1月9日(火)は冬季休業期間のため閉室)

配付場所；理工学部学生生活課

持ち物；学生証、未使用の官製ハガキ1枚

※未使用の官製ハガキは62円のものを用意すること。年賀状やかもめ～る等抽選番号付きは不可。

学生証の提示・未使用の官製ハガキの提出がない場合には貸与額通知書を受領できません。

3. インターネット経由で手続する

※併用貸与者(一種及び二種両方借りている人)はそれぞれ手続が必要です。

(継続「する」場合でも、「しない」場合でも必ず手続してください。)

・継続を希望する場合

期限までにインターネット上で「奨学金の継続を希望する」を選択し、必要事項を入力する。

・継続を希望しない場合

期限までにインターネット上で「奨学金の継続を希望しない」を選択する。

※入力期限は奨学金継続手続きに関する説明会にてお知らせします。